

## 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の上限額・下限額の改正について

中央公共工事契約制度運用連絡協議会と国土交通省が、公共事業の品質確保や賃金の適切な確保のために、低入札価格調査基準価格の見直しを行ったことを踏まえ、本市においても下記のとおり改正を行います。

### 記

#### (1) 最低制限価格・低入札価格調査基準価格の引上げ

建設工事の入札において現在設定している最低制限価格・低入札価格調査基準価格の上限額と下限額を改定します。

##### ① 見直し後

上限額：予定価格の 92%、下限額：予定価格の 75%

<従前>

上限額：予定価格の 90%、下限額：予定価格の 70%

##### ② 適用時期 平成 31 年 4 月 25 日以降に公告する建設工事から適用します。

※最低制限価格・低入札価格調査基準価格の算定式は、以下のとおり変更ありません。

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55